太白区自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要領

（平成２７年５月２５日　太白区長決裁）

（目的）
第１条　この要領は，スポーツ大会やイベント等に対する自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出に関して，事務処理に必要な事項を定めるものとする。

（貸出物品）
第２条　貸出物品は，ＡＥＤ本体一式（バッテリー・パッド・取扱説明書を含む）１台とする。
２　ＡＥＤの使用にあたって，職員の同行指導は行わないものとする。

（貸出対象活動）
第３条　ＡＥＤ貸出の対象とする活動は，市民又は市内を活動拠点とする団体が、市内で主催するスポーツ大会，イベント，講習会，その他各種行事（以下「スポーツ大会等」という。）であって，市民が参加するものとする。

（申込責任者）
第４条　ＡＥＤ借用の申込責任者は，前条に規定するスポーツ大会等を主催する市民又は団体の構成員であって，太白区内に住所を有する者とする。

（貸出手続）
第５条　申込責任者は，予め「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用申込書」（様式第１号）にて申込を行い，太白区長（以下「区長」という。）の承認を受けなければならない。
２　申込責任者は，申込の際に，運転免許証，健康保険証，パスポート等の身分等を証明する証を提示し，本人確認を受けるものとする。
３　区長は，第３条及び第４条に該当すると認めるときは，貸出を承認し，「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出承認書」（様式第２号）を申込責任者に通知する。
４　申込み希望が多数の場合は，先着順とする。
５　区長は，次の各号のいずれかに該当するときは，承認をしないことができる。この場合は「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出不承認書」（様式第３号）を申込責任者に通知する。
（１）ＡＥＤの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
（２）ＡＥＤ自体の使用訓練や，私的な用件等で使用すると認められるとき
（３）営利を主な目的とした催事で使用するとき
（４）貸出希望期間にすべてのＡＥＤが貸出予定のとき
（５）その他区長が不適当と認めるとき
６　第３項で貸出承認を受けた申込責任者は，ＡＥＤの引渡日に太白区まちづくり推進

課又は秋保総合支所総務課へ貸出承認書を持参し，借り受けることとする。申込責任者以外の者が借り受ける場合は，第２項に示す方法で本人確認を行う。

（借用申込日）
第６条　前条第１項に定める申込は，ＡＥＤの受渡しを希望する日の２ヶ月前から３開庁日前までに行わなければならない。

（貸出期間）
第７条　ＡＥＤの貸出期間は，受渡日及び返却日を含めて４日以内とする。なお、返却日が閉庁日の場合は，直後の開庁日を返却日とする。
２　区長は，必要と認めるときは，当該日数を変更することができる。

（使用報告）
第８条　申込責任者は，ＡＥＤを使用した時は，返却の際に，ＡＥＤ使用報告書（様式第４号）に使用状況を記載し提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）
第９条　第５条第３項の承認を受けた申込責任者は，承認を受けた目的以外にＡＥＤを使用してはならない。

（使用権の譲渡等の禁止）
第１０条　申込責任者は，使用の権利を譲渡し，又は転貸してはならない。

（免責）
第１１条　区長は，ＡＥＤの使用により生じた事故又は貸出期間中の管理不備により生じた事故に対しては，その責任を負わない。

（損害賠償）
第１２条　貸し出されたＡＥＤを管理する市民又は団体は，故意又は重大な過失によりＡＥＤを損傷したときは，その損害を賠償しなければならない。

附　　則
この要領は，平成 27 年 6 月 1 日から実施する。